学校感染症　出席停止に関するお知らせ

現在、学校感染症では、下記の期間出席停止となっております。（学校保健安全法第１９条に基づく）
登校する際には、**「感染症罹患届」**を（保護者記入の上）担任に提出してください。

１　主な学校感染症と出席停止期間

（１）インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで。
（２）百日咳	特有の咳が消失するまで。又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
（３）麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで。
（４）流行性耳下腺線（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
（５）風疹（３日はしか）	すべての発疹が消えるまで。
（６）水痘	すべての発疹が、かさぶたになるまで。
（７）咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで。
（８）新型コロナウイルス	発症した後５日を経過し、かつ解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善した後１日を経過するまで。 無症状の感染者については、検体を採取した日を０日目としてカウントし、検体採取後５日を経過するまで。 （令和５年５月８日更新）

※「発症した後〇日を経過」や「解熱した後〇日を経過」等については、発症した日や解熱した日等を 0 日目として数えます。

２　その他、第三種学校感染症　（医師記入による登校許可証明書が必要）

１）結核
２）髄膜炎菌性髄膜炎
３）腸管出血性大腸菌感染症
４）流行性角結膜炎
５）急性出血性結膜炎
６）その他

＊証明書の書式については、学校ホームページからダウンロードできます。学校にも用意してあります。
上記出席停止期間内であっても、医師がその感染予防上支障がないと認めたときは登校可能です。
その場合、**医師による「登校許可証明書等」を添えて学校までご提出ください。**
ただし季節性インフルエンザ、新型コロナウイルスについては基本的に出席停止期間短縮できません。